

[事案 27-5] 転換契約無効請求

・平成 27 年 9 月 30 日 裁定終了

<事案の概要>

契約転換の際、転換前契約には付加されている特約が、転換後契約には付加されていないことを理由に、転換前契約に戻すことなどを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 18 年 7 月に契約した利率変動型積立終身保険を平成 26 年 2 月に終身保険に転換したが、以下の理由により、転換前契約に戻すか、転換後契約について契約日に遡及して保険料払込免除特約を付加してほしい。

- (1) 転換の際、申立人は募集人から契約内容について何ら説明を受けなかった。
- (2) 転換前契約には付加されていた保険料払込免除特約が転換後契約には付加されていないことについて、理解しておらず、誤認にもとづき申込みの手続を行った。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、設計書や携帯端末を使用し複数回にわたって説明を行っている。説明に際しては、申立人より多数質問や依頼を受け、携帯端末で様々な変更を加えながらその都度保険料を試算し、あらためて設計書も提示している。
- (2) 募集人は、当初は保険料払込免除特約を付加して申立人に提案を行ったが、申立人は保険料を抑えることを優先したため、申立人了承のもと、同特約を外している。
- (3) 転換申込時にも、転換後契約には同特約が付加されていない点を重ねて説明しており、そのうえで申立人は申込みをしている。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人および募集人に対して、転換時の募集人の説明内容、申立人のニーズ把握等に不適切な点があったかどうかを把握するため事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、転換後契約については保険料払込免除特約が付加されていないことが設計書等により一目瞭然であることが認められ、誤認したことにつき著しく注意が欠けていたと言わざるを得ないことから、和解による解決の見込みがないと判断して業務規程第 37 条にもとづき手続を終了した。